

「とれたて仙台」ロゴマーク及び広報物使用規程

(令和5年3月28日経済局長決裁)

(目的)

第1条 この規程は、仙台市が地産地消を推進する「とれたて仙台」ロゴマーク及びポスター、リーフレット等の仙台市で制作した「とれたて仙台」に関する広報物（以下「とれたて仙台」広報物」という）の適正な使用を図ることを目的とする。

(「とれたて仙台」ロゴマーク)

第2条 「とれたて仙台」ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

(管理事務)

第3条 「とれたて仙台」ロゴマーク及び「とれたて仙台」広報物の使用に係る管理事務は、経済局農林部農業振興課において行う。

(「とれたて仙台」ロゴマーク及び広報物の使用)

第4条 「とれたて仙台」ロゴマーク及び「とれたて仙台」広報物は、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 生産者・生産者団体・加工業者等が市内で生産・採取・漁獲された農林水産物、若しくは当該農林水産物を主原料として市内で製造された加工食品（以下「仙台産農林水産物等」という）に使用するとき
- (2) 小売店・量販店等が仙台産農林水産物等の販売において使用するとき
- (3) 仙台産農林水産物等の地産地消推進を目的とした広報・イベントにおいて使用するとき

(使用申請)

第5条 「とれたて仙台」ロゴマーク及び「とれたて仙台」広報物を使用しようとする者（以下「使用者」という）は、あらかじめ使用目的、使用期間等を記入した使用申請書（様式第1号）により申請し、仙台市長の承認を受けなければならない。

- 2 仙台市長は、前項の申請を受理し、使用が妥当と判断した場合は承認通知書（様式第2号）を交付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前項の承認を受けた使用者が「とれたて仙台」ロゴマークを印刷する場合に限り、印刷を委託された業者の使用申請は不要とする。
- 4 使用者は、「とれたて仙台」ロゴマークを使用した物を、完成後、使用開始に先立ち速やかに仙台市に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難である場合は、写真等の提出をもって、完成品の提出に代えることができる。

(使用に当たっての禁止事項)

第6条 「とれたて仙台」ロゴマーク及び「とれたて仙台」広報物の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 仙台産農林水産物等の地産地消の推進以外の目的に使用すること。
- (2) 消費者に仙台産農林水産物等であるという誤解を与えるような方法で使用する
こと。
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められる方法で使用する
こと。

- (4) 使用者が提供する物品、サービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認させるような方法で使用する事。
 - (5) 承認内容と異なる使用をする事。
 - (6) 「とれたて仙台」ロゴマークの変型、縦横比率及び色の改変等を行う事。ただし、仙台市が承認した場合は除く。
 - (7) その他、地産地消の推進の趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあると認められるような方法で使用する事。
- 2 前条第2項の承認を受けずに「とれたて仙台」ロゴマーク及び「とれたて仙台」広報物を使用した場合や、使用者が前項の規定に違反した場合又は違反している疑いがある場合は、仙台市は、使用者に対し是正の指示を行うことができる。
 - 3 使用者が前項に規定する是正の指示に応じない場合は、仙台市は、使用者に対し「とれたて仙台」ロゴマーク及び「とれたて仙台」広報物の使用を認めないものとする事ができる。

(事故・苦情等の処理)

第7条 「とれたて仙台」ロゴマーク及び「とれたて仙台」広報物を使用した物件に関する事故、苦情等（以下「事故等」という）が発生した場合、使用者が自己の責任の下に必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故等について、仙台市はその責を負わないものとする。

(「とれたて仙台」ロゴマーク及び広報物に関わる権利)

第8条 「とれたて仙台」ロゴマーク及び「とれたて仙台」広報物に関する一切の権利は、仙台市に帰属する。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項については別途農林部長が定めることができる。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

附 則（令和6年3月改正）

この改正は、令和6年4月1日より施行する。